

弁護士に示談を委任した途端に給料差押え —商工ローンのひどいやり方について—

大分県 S. K. (46歳)

2005年7月8日

1. 私は、大分県に居住しています。芸術系の大学を卒業し、広告代理店に勤務して広告製作に携わっています。給料は手取り29万円位で、ボーナスはその時の業績で変動しますが、今年の夏は10万円だけでした。

家族は、母(65歳、無職)と弟(41歳、公務員)の3人で、私名義の自宅に居住しています。自宅はもとは父所有でしたが、父が亡くなった時点で、私に名義を移転しました。

私は、以前信販会社2社から借入をしたことがありましたが、それは7年位前に銀行でまとめて返済しました。その後、2000年頃からやはり信販会社のカードを使うようになりましたが、収入の範囲内で返済ができていました。

2. 私の姉の夫は、和菓子製造の有限会社を経営しており、私は姉夫婦から頼まれて、10年位前から銀行や国民金融公庫からの借入の保証人をしていました。その後、姉の夫の会社は売り上げの低迷から経営状態が悪くなり、銀行等への支払いに行き詰まるようになりました。それで、2004年1月、同社がSFCGという商工ローン会社から借入をする際の連帯保証人を頼まれました。当初の借入額は200万円ということでした。

私は、その時までSFCGという会社のことを全く知りませんでした。これが2000年頃社会問題を起こした商工ファンドという会社であるということは後で弁護士から聞いて知りました。姉夫婦もそれまで知らなかったようです。

契約は、姉の夫の会社の工場で行いました。事前に印鑑証明と実印を持ってくるように言われていたので、持って行きました。SFCGの社員による契約書類の説明は簡単にしかなされず、難しい用語が出てくるため、何のことか全く分かりませんでした。保証の限度額というような話も聞きませんでした。

何枚もの契約書に署名捺印させられました。その中に公正証書を作成する委任状が入っているという説明は特になされませんでした。私は当時公正証書というものの意味や効力などについては、全く知りませんでした。SFCGの社員からも、有限会社が支払いを怠れば、私の財産が直ぐに差押えをされるというような説明はなされませんでした。また、私の家土地に根抵当権設定登記をする委任状が含まれているという説明もなされませんでした。なお、私は当時根抵当権という言葉を知りませんでしたから、説明をされていれば、記憶に残っているはずで

す。

姉の夫の会社は、その後借り増しをして、借入額は350万円になりました。

なお、契約してしばらくしてから、公証人役場から、公正証書が送られてきました。私は初めて見る書類で心配になりましたので、姉の夫に聞いてみると、「それは形式上のことだから、気にしないで良い。」と言われ、そのまま保管していました。

3. その後、姉の夫の会社は、SFCGに利息だけ毎月7～8万円支払っていましたが、経営状態はさらに悪化し、2004年6月には私が三洋信販から140万円借り入れて、姉の夫に全額貸してあげました。また、2004年9月には、姉夫婦からの懇願により、CFJ株式会社から姉の夫の会社が1500万円借入れる際の連帯保証人となり、私の自宅に根抵当権を設定しました。姉夫婦は、もし支払いができないような状態になれば、有限会社の工場や土地を売却すれば、清算できるという説明をしていましたので、大丈夫だと思っていました。

4. ところが、2005年5月末に姉の夫の会社の経営が完全に破綻し、支払いが全く出来ない状態になってしまいました。それで、姉夫婦と私は、一緒に6月2日に大分のI弁護士の事務所に相談に行きました。

I弁護士は、有限会社と姉夫婦は、自己破産をするしかないという判断で、私については、有限会社や姉夫婦の資産の売却等の状況をみながら、返済を考えていくということになりました。

私は、あまり蓄えはありませんでしたが、同居の母親と弟がある程度の蓄えがありましたから、それを頼りに、私が借り入れた分や保証人になった分について、

1つずつ整理していくことにし、SFCGについても、できるだけ低い金額にしてもらい、一括払いで完済しようという方針を決めたのです。

それで、I弁護士は、その日のうちにSFCGに対して、受任の通知を出してくれました。また、その翌日には、姉の夫が保管していた書類をもとに、I弁護士が利息制限法によって計算し、その金額が約287万円になるので、利息制限法で合意できるかどうか、検討を求めるという書面をSFCGに出してもらいました。さらに、6月9日には、打合せのうえ、他社との兼ね合いも考え、早急に資金準備が出来そうな金額として、210万円の一括支払いで私の保証債務を完済としてもらいたいという文書を出してもらいました。

5. ところが、SFCGは、6月7日には、私所有の自宅に根抵当権設定仮登記を設定しました。また、公正証書によって私の会社からの給料を差押える手続きを行い、6月16日に給料差押え命令が出されたのです。

私としては、I弁護士を通じて一括支払いの話を持ちかけているのに、まさかこのようなことをされるとは思いもせず、驚きました。会社には姉の夫の倒産については全く話しておらず、自分だけで解決しようと思っていたので、突然差押えの通知が来たことで、会社の社長、総務部長などから呼び出され、強く詰問され、大変肩身が狭く、辛い立場に置かれました。

それで、私は、I弁護士の紹介でK弁護士に相談し、母の貯金から、6月27日に利息制限法で計算した残額である264万1630円を一括して支払い、給料差押えの取消などを求める申し立てをしたのです。

しかし、未だに根抵当権設定仮登記は抹消されていません。

そこで、私はK弁護士に委任して、公正証書で強制執行しないこと、根抵当権設定仮登記を抹消すること、及び任意整理交渉中に給料差押え等をしてきたことに対する慰謝料を支払うことを求める裁判を起こしたのです。

6. 私は、姉が困っているのを見かねて保証人になったのですが、法律の知識がないことを分かっているながら、よく内容を説明もせず、私の財産を簡単に差押えられるような書類に署名捺印させ、弁護士を通じて示談の話を持ちかけるや否や、その書類を使って、給料差押えや仮登記など、私が困るような手続きを立て続け

に行い、私が請求額全額を払わざるを得ないように追い込むといったやり方は、大変汚いやり方だと思います。

私が、一旦失った会社での信用は、簡単には回復できるものではありません。裁判の手間や経費も負担になります。

7. 私のように、親族の情で保証人にならざるを得ない者が、高金利の商工ローンによって、苦しめられるようなことがないように、保証人に対して、十分な説明がなされるような制度にしてもらいたいと思います。また、公正証書など全く知らない者が突然給料の差押えを受けるといようなことも、改めてもらいたいと思います。そして、弁護士に委任して、交渉をしているのに、保証人が困るような法的な手段を取ってくるというようなことも、ないようにしてもらいたいと思います。

以上

債権差押命令

当事者 別紙目録のとおり

請求債権 別紙目録のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について債務者に対し弁済をしてはならない。

平成17年6月16日

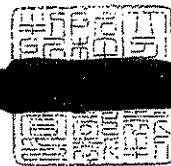
大分地方裁判所

裁判官

これは正本である

前同日同庁

裁判所書記官



当事者目録

〒103-0022

債権者

東京都中央区

株式会社 SFCG

代表者 代表取締役

【連絡先 管理部 03-

〒879-

債務者

大分県速見郡

〒870-

第三債務者

大分県大分市

株式会社

代表者 代表取締役

請求債権目録

東京法務局所属公証人[REDACTED]作成平成16年第353号債務弁済契約公正証書の執行力のある正本に表示された申立外有限会社[REDACTED]に対する平成16年1月6日付金銭消費貸借契約に基づく貸金250万円について連帯保証人である債務者に対する保証債務履行請求権に基づく下記金員（一部請求）

尚、申立外有限会社[REDACTED]外1名及び債務者は、平成17年6月6日に支払うべき利息金の支払を怠った為、同日の経過をもって期限の利益を喪失した。

金 2,000,000円

但し、上記債務名義正本に記載された貸付元本金の内金。

差押債権目録

第三債務者 株式会社 XXXXXXXXXX
金2,000,000円

債務者が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで

記

1. 給料（基本給と諸手当、但し通勤手当を除く）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1（但し、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
2. 賞与から1.と同じ税金等を控除した残額の4分の1（但し、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

尚、1. 2.により弁済しないうちに退職したときは、

3. 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1宛、1. 2と合計して頭書金額に満つるまで。

平成17年6月2日

SFCG 御中

FAX

弁護士

通 知 書 (任意整理)

前略、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当職は、このたび、貴社より借入れをしている下記債務者の依頼により、同人の債務整理手続について受任しました。そこで、債権者の皆様には、大変お手数ですが、負債状況等を早急に把握するため、契約書と借入状況一覧表(利息制限法引き直し)、その他の資料を、当事務所までFAXでご返送下さい。

債務者の負債状況を正確に把握し、返済計画案を立案したいと考えておりますので、6月8日ころまでにご返送下さい。

債務者は、現在収入も減り、経済的に困窮している状態ですので各債権者におかれましては、任意整理の手続きにご協力くださいますように何卒よろしくお願い申し上げます。

また、貸金業規則法並びに大蔵省銀行局長通達に従い、今後は本人(職場)やその家族等に対して、直接請求や連絡などはしないようお願い申し上げます。

なお、本件につき連絡などございましたら、当事務所(事務)までFAXでお願いいたします。

敬具

債務者 住 所 大分県速見郡
氏 名
生 年 月 日 昭和34年 月 日生

〒870- 大分市
(送達場所) 法律事務所

TEL097 () FAX097 ()

代理人弁護士

平成17年6月3日

株式会社SFCG 大分支店 御中

(ご担当 様)

FAX 097-

〒870- 大分市

法律事務所

TEL097-

FAX097-

弁護士



時下ますますご清栄の段、お喜び申し上げます。

氏の債務につきまして、ご連絡のFAXを受領致しました。

主債務者 有限会社 の破産により、氏の他の保証債務
数件が新たに発覚し、総額数千万になっております。そのため、現時点で個人再生を検討しているところです。

貴社への保証債務残高は3,494,509円とのことですが、利息制限法に引き直しをすると約287万円です。利息制限法で合意ができるのであれば、早急に他社の分を併せ検討いたしますのでご回答ください。

◇ なお、貴社より空港売店の売上金に差押えが入ったとの連絡が氏から連絡がありましたが、法的手続きであれば、保証債務も変動しますので、その点につきましてもご連絡ください。

平成17年6月9日

SFCG 株式会社 御中

ご 連 絡

〒870- [redacted] 大分市 [redacted]
[redacted] 法 律 事 務 所
弁 護 士 [redacted]
TEL 097- [redacted]
FAX 097- [redacted]

前略 貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
[redacted] 氏の任意整理につきまして、平成17年6月3日付けでFAXしましたように、他の保証が発覚し、保証債務額は5000万円に上っております。今後抵当権の実行などで残債務額5000万円につきましては減額があるかもしれませんが、給与所得者としては、すべての支払いは困難なため、債権者との話し合いの結果では、個人再生を検討しています。

貴社の債務につきましては、210万円で和解し、[redacted] 氏の保証債務を免除していただけないかご検討をお願いします。